

被扶養者の要件

1・主として被保険者に生計を維持されている人

被保険者の収入により、その人の暮らしが成り立っていることをい
かならずしも被保険者といっしょに生活をしていなくても良い

3・収入条件

第1及び第2条件を満たす必要があります。

第1条件
年間収入が130万円未満 ※1・3・4

第2条件
同居の場合
被保険者の収入の2分の1未満 ※2
別居の場合
被保険者の仕送り額がその親族の年間収入を上回る事

- ※1 60歳以上又は障害者(障害年金を受けられる程度の方は、180万円未満)
- ※2 被保険者の年間収入を上回らない場合にはその世帯生計の状況を果たしていると認められた時は被扶養者となる場合もある
- ※3 年間収入とは、過去ではなく、該当日以降の見込み収入額
- ※4 収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれる

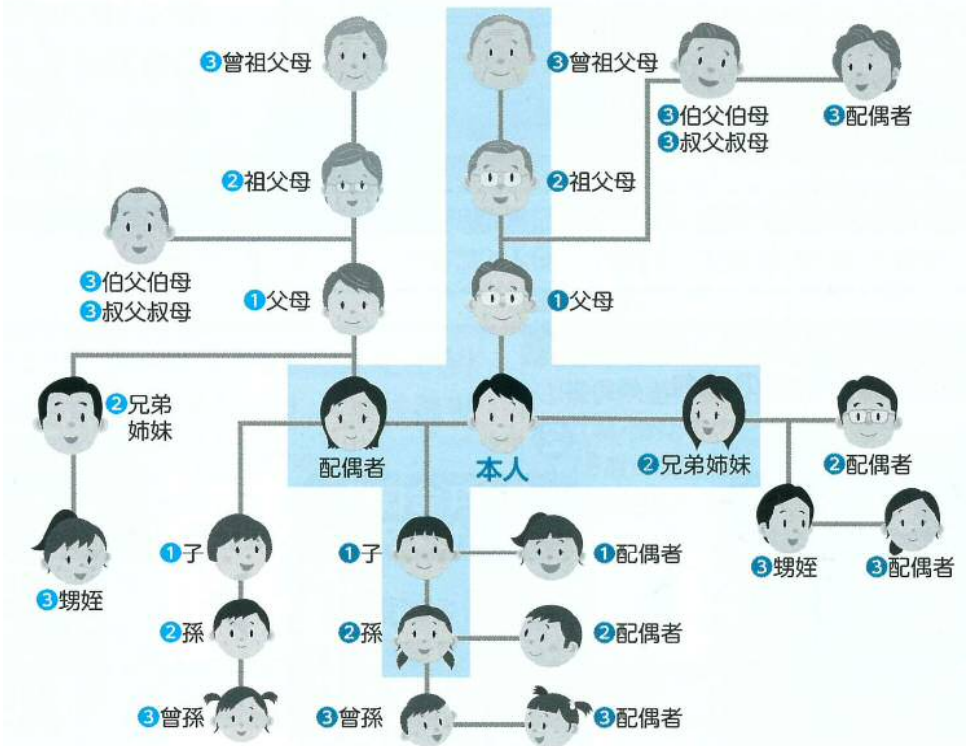
4・被扶養者でなくなった場合

(例) 4月20日より就職により、被扶養者の資格を喪失する場合

- ・4月19日までは、被扶養者として保険適用がされます。
- ・4月20日からは、保険証を使用できません。速やかに返却をしてください。
- 資格喪失後に使用してしまった場合は、医療費の返還をすることになるので、注意してください。

2・対象となる家族の範囲

●被扶養者になれる人の範囲(3親等内の親族)



・数字は親等級を表します。 ・ 枠外の方は同居が条件となります。

- ・75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者になり、扶養にすることはできません
- ・配偶者(双方に戸籍上の配偶者が無い内縁関係も含む)
- ・子(養子を含む)